

2025 年度事業報告

1 はじめに

2018 年以来、当財団の業務及び財務の支えとなっていたのが新たに開発した外国人技能実習生を対象とした「チームリーダー育成通信講座(以下「通信講座」という。)である。

この通信講座は技能実習が 4 年目又は 5 年目となる第 3 号技能実習生を対象としていたが、技能実習制度は、2024 年当初の法改正により廃止され、「特定技能」の前段階となる 3 年間の「育成就労」制度に改められることとなった。また、このことで途上国の産業を支える人材育成という技能実習制度の国際貢献の趣旨も消された。

こうしたことから、当財団の通信講座を受講する技能実習生は消滅し、2025 年度はゼロとなった。これまで年間 3,000 万円ほどの受講料収入があった当財団は、大きな岐路を迎えることとなった。

このため、通信講座の受講料収入で支えていた赤字事業の整理、通信講座に代わる新規事業の開発の可能性が大きな課題となったのが 2025 年度であった。

2 認知症予防に係る人材育成事業の整理

2024 年度末まで、認知症予防支援相談士など 3,000 人を超える人材の育成と資格認定を行ってきたが、この事業は、発足以来、赤字を積み上げてきた事業であり、その整理が大きな課題となった。

ただ、すでに資格を取得された方々の既得権を守ることも課題であった。このため、「一般社団法人認知症・フレイル予防推進協会」と協議し、当財団のこれまでの事業をこの協会が引き継ぎ、これまでの資格認定者のフォローアップも行うこととなった。この協会には、事業引継ぎの経費として 370 万円の寄付を行った。これまでのところ順調に進んでいるとのことである。当財団への苦情もない。

3 事務経費などの削減

1) 2025 年度には、これまでほぼ毎年行ってきた役員報酬の更なる減額を行うとともに、職員も 4 人体制から 2 人体制(1 名は委嘱)に縮じた。

2) さらに、事務室の賃貸料や光熱費などの諸経費を削減するため、建築会館の事務室を閉じ、全国仮設安全事業協同組合(アクセス)内に移転するなどの措置を講じたところである。

4 新規事業の開発に向けて

当財団を立て直すためには、通信講座を開発、実施したときと同様に意義のある、そして収入と結びつく新規事業の開発が欠かせないことに鑑み、以下のような取組みを行ったところである。

1) 以前から交流があり、技能実習生など外国人材の育成、保護、共生に務めている一般財団法人外国人材共生支援全国協会(武部勤会長)との連携のもとに新規事業の開発をめざし協議を行った。武部会長は、当財団の開発した通信講座の教材を高く評価し、これをベトナム語に翻訳しベトナムの日越大学のキャリアアップセミナーで活用する運びとなった。ただ、これはあくまで日越大学の事業であり、当財団の収入と結びつくには至っていない。

2) 建設業においては、特定技能による外国人労働者を受け入れるときの要件として一般社団法人建設人材機構(JAC)の正会員である団体の構成員でなければならないとされている。このことを踏まえ、アクセスは、昨年 11 月に JAC の正会員となったところである。

こうしたアクセスの動きと連携を取りつつ、アクセスの組合員である事業者の外国人労働者の適正な受入れとその育成などに向けての事業の在り方を検討してきたところである。

しかし、これらの外国人労働者の受入れのための実務は、それぞれの事業者の身近なところにある監理団体(育成就労については監理支援機関)や登録支援機関が担っており、当財団からの支援に対するニーズは高まっていない。

3) この JAC においては、特定技能 1 号(在留期間は 5 年。家族帯同は不可)から特定技能 2 号(在留期間の上限なし。家族帯同も可)への移行を増加させるべく人材育成に関心を持っていることから、当財団の通信講座について、その教材などの説明を行っているが、目下、具体的な進展はない。

4) 以上のとおり、新規事業の開発に向けての取組みを行ったが、力不足もあって、残念ながら具体的な進展を得られなかった。

5 財務について

財務については、議題 2 の決算報告の中で詳しく申し上げるが、次の 2 点についてご承知いただきたい。

1) 2025 年度においては、通信講座の終了に伴い事業収入はなく、これまでの前受金のうち 12,682 千円を受取負担金として収入に計上した。

2) 2024 年度末に 10,000 千円であった基本財産のうち 5,000 千円を普通財産に繰り入れた。

6 まとめ

当財団の 2025 年度の事業報告は以上のとおりであるが、この 2026 年度においては、基本財産

5,000 千円を取り崩さざるを得ない状況である。

この結果、2026 年度の財務状況は、定款第 57 条に定める「この法人は、基本財産の滅失による法人の目的である事業の成功の不能その他法令によって定められた事由によって解散する。」に該当する見込みとなる。